

第4章 災害時医療救護体制の確立

1 目標

大震災等の災害に備え、区民の命と健康を守るために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、医療機関、消防署、警察署等と連携し、災害時の医療救護体制を確立していきます。

2 施策1 災害時医療救護体制の確立

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、練馬区でも震度5弱の揺れを記録し、塀・屋根瓦の崩落や壁の亀裂、漏水などの被害がありました。

発災時の医療機関との連絡体制、関係者の医療救護所への参集体制、被災者の搬送体制、停電時の医療機関の非常用電源の確保、ガソリン等燃料の確保など多くの課題が浮き彫りにされました。

災害時医療に関して区では、昭和57年度に、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、消防署、警察署等で構成する練馬区災害医療運営連絡会を設置し、災害時の医療救護活動について協議を行ってきています。平成18年度には、災害時の医療救護体制を構築するために、都の災害拠点病院に指定されている順天堂練馬病院および日大練馬光が丘病院を加えた「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」を立ち上げ、災害時医療の調査・検討を行い、課題を整理し、対策について報告書をまとめました。

これを受けて、平成19年度には、練馬区災害医療運営連絡会の下に作業部会を設置して具体的な検討を進め、さらに平成21年度からは作業部会を専門部会に改め、個別の課題について検討を行ってきました。その結果、これまでに、医療救護所の開設・運営等、後方医療機関の位置づけや役割、トリアージ方法、備蓄薬剤等について対策をまとめてきました。

現在区内には、災害時の医療救護活動の拠点として、10の医療救護所、2つの災害拠点病院を含む21の後方医療機関があります。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会（以下「四師会」という。）が派遣した医療スタッフを中心に、トリアージや軽症者への応急処置、中等症者、重症者の後方医療機関への搬送が行われます。

さらに、このような医療救護体制を十分機能させるためには、日頃から訓練を実施し、訓練成果を検証して実効性を向上させる必要があります。また、東京都は平成24年度に地域防災計画の改正を行い、二次保健医療圏を中心とした初動医療体制を定めました。今後、区は都との役割を明確にするとともに、都と連携を深める災害時医療救護体制を構築する必要があります。また、東京都が平成24年4月に公表した地震等による被害想定を踏まえた見直しが必要となっています。

(2) 施策の方向性

災害が発生したときに医療救護を円滑に行うためには、前もってその体制を構築しておく必要があります。体制を構築するために一番重要なのは、日頃から関係者同士が信頼関係を築いておくことです。

災害時の拠点病院である順天堂練馬病院、練馬光が丘病院をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、消防署および警察署からなる練馬区災害医療運営連絡会において課題の解決策を検討し、練馬区地域防災計画に反映して具現化していきます。

一方、より実効性の高い医療救護体制とするため、災害拠点病院や医療救護所を中心としたトリアージなどの災害医療救護訓練を実施していきます。

また、都が定めた医療救護対策と連携を図り、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏における広域的な初動医療体制と調整するため、区災害医療コーディネーターを設置し、練馬区の災害医療体制を構築していきます。さらに、急性期後の医療体制として、精神疾患を含む慢性疾患の治療体制、医薬品の確保などについて、練馬区医師会、練馬区薬剤師会および薬品卸会社と協議していきます。災害時医療体制の見直しにあたっては、平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、つぎの人的被害等を想定して取り組みます。

項目	東京湾北部地震 (M7.3) 冬5時、風速8m/秒	多摩直下地震 (M7.3) 冬5時、風速8m/秒
建物全壊棟数	1,946 棟	2,611 棟
火災延焼による建物消失棟数 (倒壊建物を含む)	1,036 棟	1,139 棟
死者数 (うち災害時要援護者死者数) (注)	166 人 (76 人)	212 人 (96 人)
負傷者数 (うち重症者数)	4,722 人 (469 人)	5,389 人 (585 人)
避難者生活者数	53,063 人	71,390 人
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数	95 台	98 台
自力脱出困難者発生数	990 人	1,331 人
震災廃棄物発生数	81 万 t	97 万 t

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月 東京都防災会議決定）

(注) 災害時要援護者とは、災害の発生時に自力では避難が困難で何らかの手助けが必要な方々のことです。

(3) 主な取組事業

事業名	事業概要
災害医療運営連絡会・ 専門部会の開催	区内関係機関とともに災害時医療にあたるため、連絡会を開催し災害医療体制を検討する。連絡会（年1回）、専門部会（年4回）
災害医療救護訓練	医療救護所の起動、運営を中心とした訓練を関係機関とともに実施し、災害時の医療提供体制を確認、検証する。（年1回）

